

7 林整計第 575 号  
令和 8 年 3 月 24 日

各森林管理局 計画保全部長（別記参照） 殿  
各森林管理局 森林整備部長（別記参照） 殿

林野庁森林整備部計画課長

設計段階における工事施工者等からの意見聴取の試行について

森林整備保全事業における設計業務において、設計成果品の品質向上、工事の施工段階における施工の効率化、安全性の向上及び設計変更の減少による受発注者の業務効率化を目的とし、設計者による工事施工者等への意見聴取に係る業務について、当面の取扱いを別紙試行要領のとおり取りまとめたので通知する。

附則 本通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する業務から適用する。

（別記）

北海道森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
東北森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
関東森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
中部森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
近畿中国森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
四国森林管理局計画保全部長、森林整備部長  
九州森林管理局計画保全部長、森林整備部長

（担当：計画課施工技術班積算基準係）

## 設計段階における施工者からの意見聴取試行要領

## 1 目的

森林整備保全事業は、現地の自然条件や施工条件等が厳しい中で工事目的物を完成させる必要があり、そのためには、設計段階において自然条件や施工条件等を踏まえた課題を把握した上で設計することが重要となる。

このため、設計業務において設計者が工事施工者等（以下、「施工者」という。）と協働し、施工地域の現場に精通した施工者から施工上の課題や対応方法について意見聴取を行うことにより、設計成果品の品質向上、工事の施工段階における施工の効率化、安全性の向上及び設計変更の減少による受発注者の業務効率化を目的とするものである。

## 2 対象業務

構造物の実施設計を含んで発注する業務のうち、設計業務において、次のいずれかに該当する場合に対象とすることができる。

ただし、概算数量発注方式により発注される業務を除く。

- (1) 急峻な地形など施工条件が厳しい現場
- (2) 特殊工法や新技術を用いる必要があるなどの施工の難易度が高い現場
- (3) 施工箇所等が狭隘のため建設機械、施工ヤード、工事用道路等の検討が必要な現場
- (4) 災害復旧工事などにおいて、工期の短縮を図る必要がある現場や地域の資材供給状況の見通しが不透明な現場
- (5) その他、施工者から意見を聴取することが必要と判断する現場

## 3 意見聴取する施工者の選定等

## (1) 施工者の選定方法

意見聴取する施工者は、設計者が森林整備保全事業の施工実績のある建設会社等から選定するものとするが、地域の建設業団体等へ依頼して推薦された施工者や専門業者等を選定することも可とする。

なお、意見聴取する施工者は3企業（各企業から1名）を標準とし、必要により人数を変更できるものとするが、2企業以上は必須とする。

## (2) 意見聴取の回数

意見聴取は、選定した施工者に対して同時期に1回行うことを標準とするが、現場条件等に応じて複数回行うことも可とする。

## (3) 意見聴取の時期

構造物等の基本事項検討、構造物設計計画などの詳細な設計が決定する前の段階において実施するものとする。

#### 4 意見聴取する事項等

##### (1) 意見聴取する事項

- ① 施工計画（施工順序）に関する事項
- ② 現場条件等による建設機械規格や施工時期の制限に関する事項
- ③ 工種・工法の妥当性、合理性に関する事項
- ④ 仮設計画（安全対策含む）に関する事項
- ⑤ 地域の資材供給状況に関する事項
- ⑥ 木材利用、低コスト化に関する事項
- ⑦ その他、設計者が施工者の見解を必要とする事項

##### (2) 意見聴取の方法

設計者は、平面図等に当該業務で検討している構造物の予定工種、概略規模等を明示した資料を提示の上、設計思想等を説明して意見聴取するものとする。

なお、意見聴取に発注者が立会うことは可とする。

#### 5 意見の整理等

設計者は、意見聴取実施後、意見聴取に使用した資料及び施工者から意見聴取した内容を取りまとめの上、詳細な設計等の検討前に発注者に提出することとする。

なお、意見聴取の結果、業務内容を追加等する必要がある場合は、発注者と設計者で協議を行うものとする。

#### 6 費用負担

意見聴取に要する設計者及び施工者の費用については、「7 積算」により計上し、当該発注者が設計者に支払う請負代金額に含まれるものとする。

なお、施工者分の費用については設計者から支払うものとする。

#### 7 積算

意見聴取1回当たりの設計者及び施工者の費用は、以下を設計業務に計上するものとする。

##### (1) 直接人件費

###### ① 設計者

(1回当たり)

区分	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C
意見聴取	外	0.5	0.5		
意見の整理等	内		0.5		

###### ② 施工者

(1企業・1回当たり)

区分	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C
意見聴取	外	0.5			

## (2) 直接経費

直接経費は、旅費交通費を積算するものとし、施工者は通勤により計上することを原則とする。

計上する旅費交通費は、調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領に準じて積算するものとする。

## 8 情報の公開

意見聴取は工事発注前に行われ、特定の建設業者が工事に関する詳細等を知り得ることから、入札時における公平性、透明性を確保するため、「5 意見の整理等」により提出あった資料及び意見聴取した内容については、業務完了後速やかに当該業務に基づく工事の発注機関等において閲覧に供するものとする。

なお、公開期間は当該業務において設計された成果品が工事契約されるまでの期間とする。

## 9 特記仕様書への記載

発注者は、本試行要領の対象業務とする際は、特記仕様書に以下の内容を記載し明示するものとする。

### 【特記仕様書記載例】

#### (○ 設計段階における施工者からの意見聴取)

- 1 本業務は、設計成果品の品質向上、施工時の効率化や安全性向上、施工時の設計変更の減少による受発注者の業務効率化を目的として、設計段階における施工者からの意見聴取の対象としている。
- 2 本業務における施工者からの意見聴取の回数は1※回(3※企業から各1名)としている。  
※については、現場条件等に応じて業務ごとに記載変更できる。
- 3 設計段階における施工者からの意見聴取に当たっては、「設計段階における施工者からの意見聴取試行要領」によるものとする。